

は、そういう集団自衛権についてのいまの政府解釈を変えるためには、憲法の改正という手続をとらなければ変えられない、どうお考えですか、どうですか。

○角田(禕)政府委員　武器輸出三原則の問題は、これは初めから政策の問題であります。したがいまして、いま私が申し上げている憲法解釈の問題とは全く別のレベルの問題であると思います。したがいまして、集団的自衛権の行使はできないという見解は、政策変更によつて変更できるというような性質のものではないということとは、必ず申し上げていいと思います。

それからその次に、憲法を改正しなければできないかという御質問でございますけれども、これは、憲法改正などということは考へる余地のない問題でございますから、憲法解釈を変えない以上そういうことはあり得ないという以外には申し上げることはできません。

○市川委員　ちよつと私の質問に答えていないのではないかと思うのですが、要するに、いまの憲法では集団自衛権は行使できない、これは政府の解釈である、こうおっしゃつておるわけでしょ。その解釈を集団自衛権は行使できるという解釈に変えるには、これは憲法の改正という手続を経なければその解釈は変えられませんねといま聞いているのです。どうですか、その点は。

○角田(禕)政府委員　私は、憲法の改正というものを前提として答弁申し上げることを差し控えたと願いまして、実は先ほどどのよう答弁をいたしましたけれども、それでは、全く誤解のないようにお聞き届けいただきたいと思いますけれども、ある規定について解釈にいろいろ議論があるときに、それをいわゆる立法的な解決というとで、その法律を改正してある種の解釈をはつきりするということはあるわけでございます。そういう意味では、仮に、全く仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいと、うござります。それが、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思ひます。した

がつて、そういう手段をとらない限りできないことになると思います。

○市川委員　いまのはいいですか。

○安倍国務大臣　外務省の答弁だとおりであります。

○谷川国務大臣　法制局長官の述べたとおりであります。

○市川委員　法制局長官の述べたとおりであります。

○市川委員　〔高島委員長代理退席、江藤委員長代理着席〕

○市川委員　次の質問に入る前に確認したいのですが、日本が有事でないとき、米国の艦船が日本の領海近くの公海上で攻撃を受けた、日本に救援を求めてきた、この場合、日本は米国の艦船を救出することができるのかでないのか、伺いたいと思います。

○市川委員　〔高島委員長代理退席、江藤委員長代理着席〕

○夏目政府委員　わが国が武力攻撃を受けた際に、自衛隊が米側と自衛権の範囲内で共同対処できるということは十分御承知だと思います。わが國に對する武力攻撃がない時点においてアメリカに対する攻撃があつたからといって、わが国が自衛権を發動することは考へられません。

○市川委員　その理由は何ですか。それができない理由、自衛権を發動できない理由は。

○夏目政府委員　自衛権發動の三要件といつしまして、わが国に對する急迫不正の侵害があつた場合に、必要最小限度の自衛行動をとるというのがあります。自衛権發動の要件でござります。

○市川委員　その要件に當つて、わが国が防衛するためには必要な限度内と認められる以上、わが國の自衛権の範囲の中に入れる、こういうふうに理解をいたしております。

○市川委員　いま長官がお答えになつたことが從来の政府見解ですか。どうですか、長官に聞いてみます。

○谷川国務大臣　もう一度重ねて答弁させていただきますが、わが国に對する武力攻撃があつた場合に、わが國が他にそれに対抗する手段がない場合は、わが國を防衛するためには必要な限度内と認められる以上、わが國の自衛権の範囲の中に入れる、このように理解しておられます。

○市川委員　そこでお伺いしたいのですが、去る二月四日、五日のこの予算委員会の質問で、わが党の矢野書記長が質問いたしました。そのとき総理大臣は、日本が侵略された場合、日本の防衛の目的を持って救援に駆けつけた米艦船が阻害されたとき、日本の自衛隊、自衛艦が救出するとは自衛の範囲に入る、こういう見解を示したわけですが、こうしたわけですが、政府側は、従来の政府見解と違わないという答弁に終始されたわけです。

防衛庁長官、この総理の答弁は従来の政府見解と違つていないと、いうふうにいまでもお考へでござりますが、どうですか。

○谷川国務大臣　もう一度申し上げさせていただきますが、わが国が武力攻撃を受けておる場合でござります。それに來襲する米艦に對して、わが國を防衛するための必要な限度内と認められる以上、わが國の自衛の範囲内に入る、こういうことでございまして、重ねて答弁をするようで恐縮でございますが、以上申し上げたようなところでござります。

○市川委員　要するに、ここに角田長官の議事録があるわけですが、その最後の方で丸山答弁を引用されて、「要するにわが國の安全のために必要な限度内であるかどうか」というその事実についての判断、これがもととなるかと思います。」こう答えておられるのですね。

ところが、この答弁は、よく調べてみると、答えた丸山さん御自身が、舌足らずの答弁でございましたと、二ヵ月後、同じ内閣委員会で弁明、説明しているのです。こういう事実を御存じですか。

○夏目政府委員　日本が武力攻撃を受けた際に、自衛隊と米軍が個別的自衛権の範囲内で共同対処できるというふうなことを踏まえまして、わが國の防衛のために行動している米艦艇がある國から攻撃を受けた、ある國といいますか、敵方から攻撃を受けたという際に、その米艦を護衛するというのには、共同対処の一環として護衛するというのには、わが國に対する防衛というふうな見方ができ

## 資料(1)

これは集団自衛権の行使を該当しますが、それはこの間二月五日に予算委員会で、まさに角田法制局長官がお答えになつた答弁と同じなわけですね。

昭和五十年六月十八日、衆議院内閣委員会における丸山政府委員がそういう趣旨の答弁をしていました。その答弁を角田長官は引用されて、これが今までの政府見解でござります。この見解と中曾根答弁は違つております。どういふうに防衛庁長官も理解している、こういふうにいま思つていいわけですか。

防衛庁長官、いまのはいいですか。

真

国際法的に認めれば、これは集団的自衛権では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、解釈であるけれども、この解釈ができるという解釈に変えるためには、憲法改正といふ手段をとらない限りできれない。この見解は、外務大臣、防衛府長官、一致ですか。

○谷川国務大臣　法制局長官の述べたとおりであります。

るということをまさに世界に向けて宣言していると言つてもいいんだらう、こう思います。

ですから、今まで内閣の答弁は確かに変化をしてきたわけですが、今確定しているのは八一年の政府答弁であります。「わが国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが」これはもう当然そうであるということをはつきりと認めているわけであります。

しかし、少しだからにくくなるのはその次からであります。憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しておる、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考へてゐる。つまり、国際法上は持つてゐるけれども、憲法上それは行使できないということを言つてゐるわけでございます。

そこで、どうしても聞いてみたくなるのは、国際法上権利を有しているのであれば、我が国は国際法上それを行使することができるのかどうか。

憲法上行使できないということは言つてゐるけれども、では、憲法上その権利を有しているのかどうか。

さらにはまた、これは「研究してみる余地」といふことにもつながつてくると思うんですが、「わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであるべきものである」、こういうふうにあります。すると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。

その点について、法制局にお伺いをしたいといふふうに思ひます。

○秋山政府特別補佐人 集団的自衛権と憲法第九条の問題でございますが、お尋ねにございました

ように、我が国が主権国家である以上、国際法上は集団的自衛権を有していることは当然でござりますが、國家が国際法上、ある権利を有しているとしましても、憲法その他の国内法によりその権利の行使を制限することもあり得ることでございまして、国際法上の義務を国内法において履行しない場合とは異なり、国際法と国内法との間の矛盾抵触の問題が生ずるわけではございませんで、法律論としては特段問題があることではございません。

それで、政府は、従来から、その九条の文理に照らしますと、我が国による武力の行使は一切で

きないようにも読める憲法九条のもとでもなお、外國からの武力攻撃によって国民の生命身体が危険にさらされるような場合に、これを排除するために武力を行使することまでは禁止されませんが、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処するものではなく、他の外国に加えられた武力行使を実力で阻止することを内容とするものでありますから、憲法九条のもとではこの行使は認められないと解してゐるところでござります。

それで、我が国は憲法上集団的自衛権を有しているかどうかというお尋ねにつきましては、ただいま御説明しましたとおりの理由から、我が国が憲法上集団的自衛権を行使できない以上、これを持つてゐるかどうかといふのはいわば観念的な議論でございまして、また、憲法は集団的自衛権の保有それ自身について言及しているものでもございません。それで、従来から、集団的自衛権につきましては、憲法上行使できず、その意味において、保有していないと言つても結論的には同じであると説明してゐるところでござります。

なお、あくまで論理の問題として申し上げれば、国際法上は、集団的自衛権を我が国が行使したものでございません。

○安倍委員 今までの政府答弁の中で、例えば一九六〇年の岸答弁そして林法制局長官の答弁の概要は次のようになっています。

集団的自衛権についての学説、理解は多様であ

それから、御質問の後段の、憲法解釈において

政府が示している、必要最小限度を超えるか超えていかといふのは、いわば数量的な概念なので、それを超えるものであつても、我が国の防衛のために必要な場合にはそれを行使することというのも解釈の余地があり得るのではないかという御質問でございますが、憲法九条は、戦争、武力の行使などを放棄し、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めていますが、政府は、同条は我が国が主権として持つ自国防衛の権利までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保有し行使することは認めていると考えておるわけでござります。

その上で、憲法九条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力を行使につきまして、いわゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するためには他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきことというふうに申し上げておるわけでござります。

お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外國のために実力を行使するものでありまして、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでござります。

集団的自衛権の概念は、その成立の経緯から見て、実力の行使を中心とした概念であることは疑いないわけでありまして、また、我が国の憲法上禁止されている集団的自衛権の行使が我が国による実力の行使を意味することは、政府が一貫して説明してきたところでございます。

こう、當時、高村外務大臣が答えておるわけでありまして、ここで再び、長い間この中核概念といふことについてはだれも政府側は持ち出していません。それで、従来から、集団的自衛権につきましては、憲法上行使できず、その意味において、保有していないと言つても結論的には同じであると説明しておるところでござります。

したがいまして、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものと説明をしている局面がございますが、それがこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げておるものでございまして、お尋ねのようない意味で、数量的な概念として申し上げているものではありません。

そこで、あくまで論理の問題として申し上げれば、国際法上は、集団的自衛権を我が国が行使したものでございません。

集団的自衛権についての学説、理解は多様であ

り、その最も典型的なもの、本来的なもの、最ももの、本質的な面、中心的な概念と

を受けた他国をその領土まで出て穢に守る権利だが、日本は憲法上そ

## 資料(2)

重い うるべなし こう答弁をしております。

この当時は、行使することと保有することを分けて考えておりませんから、有するというのは事実上行使するという意味で答弁をしているわけであります。

いまして、當時は、いわゆる核心的なものはありますけれども、その周辺のものについてはいろいろ持っていない、そういう形で答えておるわけでもあります。

それで、御質問の後段の、憲法解釈においては、この問題は、行使することと保有することを分けて考えておりませんから、有するというのは事実上行使するという意味で答弁をしております。

それで、私はガイドライン法案を審議する際にも、その周辺のものについてはいろいろと研究の余地があるし、学説もある、こう答弁をしております。

そしてまた、私がガイドライン法案を審議する国会において高村外務大臣に質問した際、この岸答弁について質問した際、高村外務大臣は次のように答えております。

集団的自衛権の概念は、その成立の経緯から見て、実力の行使を中心とした概念であることは疑いないわけでありまして、また、我が国の憲法上禁止されている集団的自衛権の行使が我が国による実力の行使を意味することは、政府が一貫して説明してきたところでございます。

こう、當時、高村外務大臣が答えておるわけでありまして、ここで再び、長い間この中核概念といふことについてはだれも政府側は持ち出していません。それで、従来から、集団的自衛権につきましては、憲法上行使できず、その意味において、保有していないと言つても結論的には同じであると説明しておるところでござります。

したがいまして、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものと説明をしている局面がございますが、それがこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げておるものでございまして、お尋ねのようない意味で、数量的な概念として申し上げているものではありません。

ですから、それでなければ、それ以外の行為については集団的自衛権の行使としてもこれは考え得る、行使することを研究し得る可能性はあるのではないか、こう思うわけでございますが、法制

憲法に多様な理解の仕方が当時は見られたことを前提といたしました。御指摘のようないくつかの意見をもとに、そのうちの一つを集団的自衛権という言葉で理解すれば、そういうものを私は日本の憲法は否定しているとは考えませんと述べたにとどまるものと考えております。

現在では、集団的自衛権とは実力の行使に係る概念であるという考え方が一般に定着しているものと承知しております。

(159回 平16・1・26 〈衆・予算委〉2号6頁、内閣法制局長官)

## (3) 第9条と集団的自衛権

第9条の下では、自國が武力攻撃を受けていない状況下で我が國が同盟国等のために武力行使することは許されない、とする政府の憲法解釈は、集団的自衛権の定義について議論があつた当時から変わっていない。

この点は、前掲の岸信介総理や林法嗣局長官の答弁(rec.42~44)からも明らかであるが、より早い段階のものとして、たとえば以下の下田武三条約局長の答弁は、自衛隊の発足以前のものである。

rec.45

○下田政府委員

自衛の観念は……国際法上の基本的権利として、いずれの独立国にも認められておる権利であります。権利ということは何かといふと、その権利を行使した場合に不法行為にならないといふことであります。……それで自衛の行為の範囲でございますが、これは各國の憲法なり各國の法制によつてきまるわけであります。……軍隊を持たない国、あるいは憲法で交戦権を放棄されている国では、当然その国の憲法なり法制のもとで許された範囲しか自衛の行為がとれない……日本は憲法並びに現行法制のもとに狭い行為しかとれないと、そういうことであります。

(16回 昭28・7・1 〈衆・外務委〉9号20頁、外務省条約局長)

rec.46

○下田政府委員

平和条約でも、日本国の集団的、個別的の固有の自衛権というものは認められておるわけでございますが、しかし日本憲法からの観点から申しますと、

憲法が否認しないと解すべきものは、既存の国際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり自分の国が攻撃された場合の自衛権であると解すべきであると思うのであります。集団的自衛権、これは換言すれば、共同防衛または相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということであります。つまり自分の国が攻撃されてもしないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなしして、自衛の名において行動するということ……そういう特別な権利を生ますための条約を、日本の現憲法下で締結されるかどうかということは、先ほどお答え申し上げましたようにできないのでありますから、結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急進した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない、そういうように存じております。

(19回 昭29・6・3 〈衆・外務委〉57号4頁、外務省条約局長)

次の国会提出資料は、集団的自衛権の行使は第9条との関係で許されないと政府が解する理由を詳細に述べたものである。

rec.47

集団的自衛権と憲法との関係

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権限が根底からくつがえされるという急進、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきも

資料(3)

のである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

(66回 昭47・10・14 (参・決算委) 提出)

その後政府は、集団的自衛権の行使を違憲とする理由として端的に、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものであるから、と述べることが多くたた  
**(資料1-13)**。これは、上記の国会提出資料において「(自衛の)措置は、右の事態を排除するためとらるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。」としていることを踏まえたものと考えられる。ここにいう「必要最小限度の範囲」は、「右の事態」が生じていること、つまり我が国に対する武力攻撃が発生していることを前提とした自衛権の發動を意味するから、集団的自衛権の行使はその性質上、およそその「必要最小限度の範囲」内にとどまることがあり得ないという趣旨であろう。

しかしながら、個別的自衛権を行使するに際してもその実力の行使が「必要最小限度」にとどまらなければならないとされていることもあるって、これを「超える」という表現は、あたかもも集団的自衛権との相違が、自衛力の増強の限界を論じるときと同様の、いわば量的なものにすぎないかのような誤解をもたらす一因となつた面は否定できない。その結果、集団的自衛権の行使が「必要最小限度の範囲内」にとどまるかどうかは、防衛費の対GNP比と同じように政治的な判断に委ねられるべきであるとか、必要最小限度の範囲内にとどまる集団的自衛権の行使があるのではないかといった趣旨の議論を招くことにもなつた。

**rec.48**

○今津寛君

……当然のことですが、我が国は主権国家として必要最小限度の自衛権を保持していることは、誰もが異論のないところです。  
今日、我が国が日米同盟を軸にして対応すべき脅威は多様化しており、例えば、近い将来、北朝鮮がアメリカ本土に達する長射程ミサイルを完成させ、また、我が国もICBMを迎撃できるミサイル防衛能力を整備したときに、

我が国が当該ミサイルを迎撃することは、我が国の必要最小限度の自衛権と解すべきであります。

憲法改正が最上の策であることは言うまでもありませんが、今、あるいは近い将来において、我々は、政治判断として、集団的自衛権の一部を必要最小限度と解すべき状況にあるのではないでしょうか。必要最小限度の質的、量的範囲は、情勢により変わるものです。そしてそれは、情勢に応じた政治判断のもとに行われるべきものです。……

(180回 平24・7・26 (衆・本会議) 30号7頁)

**rec.49**

○安倍委員

……「わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」、こういうふうにあります、「範囲にとどまるべき」というのは、これは数量的な概念を示しているわけでありまして、絶対にだめだ、こう言っているわけではないわけであります。すると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。

その点について、法制局にお伺いをしたいといふうに思います。

○秋山政府特別輔佐人

……御質問の後段の、憲法解釈において政府が示している、必要最小限度を超えるか超えないかというのには、いわば数量的な概念なので、それを超えるものであっても、我が国の防衛のために必要な場合にはそれを行使することというのも解釈の余地があり得るのではないかという御質問でございますが、憲法9条は、戦争、武力の行使などを放棄し、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めていますが、政府は、同条は我が国が主権国として持つ国防衛の権利までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保有し行使することは認めていると考えておるわけでございます。

その上で、憲法9条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力の行使につきまして、いわゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきことといふうに申し上げているわけでございます。

お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外國のために実力を行使するものであります。ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。

したがいまして、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございません。お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではございません。

(平16・1・26〈衆・予算委〉2号5頁、内閣法制局長官)

この秋山内閣法制局長官の答弁でも明らかのように、我が国の（個別的）自衛権の行使は、武力攻撃から我が国や国民を守るための措置であり、したがって我が国に対する武力攻撃の発生をその発動の要件として、集団的自衛権は、我が国に対する武力攻撃が発生しておらず、国民や國の存立が直接危険にさらされていない状況下での武力行使である点において、個別の自衛権とは決定的にその性格を異なるものである【脚注】-14。一言でいえば、個別の自衛権が「我が国に対する武力攻撃の発生」を発動の要件とする自国防衛権であるのに対して、集団的自衛権は「外國に対する武力攻撃」があつたことを前提とする他国防衛権にはならない。こうしたことから、政府は近年、集団的自衛権の行使を違憲と解する理由について、我が国の武力行使が必要最小限度の範囲を超えるから、といった表現を避け、我が国に対する武力攻撃が発生していないからと説明することが通例になっている【脚注】-15。

前述のように、我が国が自衛権を発動するための要件である「我が国に対する武力攻撃の発生」は、必ずしも我が国での被害の発生を意味するものではないが、武力攻撃のおそれや蓋然性では足りない。集団的自衛権であつても個別的自衛権の行使と同等視できるようなものの行使は容認されるのはないか、とする以下の質問に対して、政府は、設問の状況が「我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権發動

的な武力の行使」、すなわち武力攻撃の発生と認められるものであれば、個別の自衛権の発動によって対処が可能であり、それ以外の場合の実力の行使は許されないとして、集団的自衛権の部分的な容認という考え方を否定している。

rec.50

政府の憲法解釈変更に関する質問主意書

二 (二) 例えば我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域外のこれに接種した水域で攻撃され、同盟国に対する武力行使と評価する場合に、同国を防衛しなければそのままには我が国への武力行使が確実と見込まれるようなとき、すなわち個別の自衛権に接種しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って、その行使を認めるというような場合を限局して集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか。

答弁書

二について

憲法第9条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されることとする根拠を見いだし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体的の事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権發動

# 「自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議」

## 1954年6月2日参議院本会議

じょうしうう

「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の第一章と、わが  
国民の懾<sup>しれつ</sup>なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを  
行わないことを、茲に更めて確認する。右決議する。」

第163回開參イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する  
特別委員会平成17年12月12日における安倍晋三大臣答弁

○国務大臣(安倍晋三君) ……基本的にそのときの恐らく  
院の意思としては、海外に派遣をして、そしてこの自衛隊が  
言わば武力行使をするということを念頭に置いているのでは  
ないかと、このように思います。

## 第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日 会議録〔抜粋〕

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。先ず決議案文を朗読いたします。

### 自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

右決議する。

・・・何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であったかということは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思うのであります。自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が國土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。幸い我が国は島国でありますから、國土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということでなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮屈であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。外国においては、過去の日本の影像が深く滲み込んでいるために、今日の日本の戦闘力を過大評価して、これを恐るる向きもあり、又反対に、これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思うのであります。さような場合に、条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うのであります。

何とぞ満場の御賛同によつて、本決議案の可決せられんことを願う次第であります。

内閣法制局  
昭和四十七年十月十四日

## 集団的自衛権と憲法との関係

(参・決參(昭四七・九・一四)における  
水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約第五条①、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国との共同宣言<sup>連合</sup>第二段の規定は、この国際法の原則を宣言したものと思われる。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、

当然といわなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、國權の發動としてこれを行ふことは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されないとの立場にたつてゐるが、これは次のよう考究方に基づくものである。

憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していなことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しそ

の存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じてはどうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めていけるとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえさるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない。